社会福祉法人内灘町社会福祉協議会　虐待防止のための指針

（虐待防止に関する基本的な考え方）

第１条　社会福祉法人内灘町福祉協議会では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等の関係法令に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

（虐待の定義）

第２条　この指針において、「虐待」とは、利用者に対して行う次の行為をいう。

　(1)　身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為

を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

　(2)　介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

　(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神

的、情緒的な苦痛を与えること。

　(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をする、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

　(5)　経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由な

く制限すること。

（虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項）

第３条　虐待の防止及び早期発見・解決への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、年に１回以上定期的に開催するほか、虐待又は虐待が疑われる行為があった場合は、開催しなければならない。

３　委員会の委員は、当協議会の事務局長、訪問介護事業所の管理者及びサービス提供責任者、居宅介護支援事業所の管理者等で構成し、定員は５名以内とする。

４　委員会の委員長は、第８項に定める虐待防止責任者とする。

５　委員会は、委員長が必要と認めた者を招集することができる。

６　委員会の協議事項は次のとおりとし、その結果は、職員に周知徹底を図る。

(1)　虐待防止のための指針の整備に関すること。

(2) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

(3)　虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

(4)　職員が虐待を把握した場合に、内灘町への通報が迅速かつ適切に行われるため

の方法に関すること。

(5)　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止

策に関すること。

(6)　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

７　本指針による虐待の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を設置する。

８　虐待防止責任者は、訪問介護事業所の管理者とする。

９　虐待防止責任者は、利用者、その家族等又は職員等が虐待の通報をしやすい環境を

整えるものとする。

（虐待防止のための職員研修に関する基本方針）

第４条　職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

２　研修は年１回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修 を実施することとする。

３　虐待防止責任者は、研修の実施内容について記録することとする。

（虐待等を把握したときの対応方法に関する基本方針）

第５条　虐待等が発生した場合は、速やかに内灘町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等にかかわらず、厳正に対処する。

２　緊急性の高い事案の場合は、内灘町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保 全を最優先する。

（虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項）

第６条　利用者、利用者の家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

２　利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

３　虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

４　虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

５　虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

６　必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

７　虐待が発生した場合の対応については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省社会　社会・援護局）」等を参考に、対応することとする。

（成年後見制度等の利用支援に関する事項）

第７条　虐待防止責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度等について利用者、その家族等に説明するなど、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等の支援を行うこととする。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

第８条　虐待等の苦情相談を受け付けた際は、ただちに虐待防止責任者に報告する。

２　苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じな いよう細心の注意を払って対処する。

３　相談受付後の対応は、第６条の定めによることとする。

４　対応の結果は相談者にも報告することとする。

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

第９条　職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、当協議会のホームページにも公開する。

（その他、虐待防止の推進のために必要な事項）

第１０条　第４条に規定する研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利

擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附　則

この指針は、令和５年４月１日から施行する。